

神戸市ペット火葬施設設置等に関する要綱

令和8年8月21日健康局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、事業者がペットの火葬を行うにあたり、関係法令を遵守するとともに、事業者の責務及びその他必要な事項を定めることにより公衆衛生の維持を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 主として愛玩の目的で飼養される犬、猫その他の動物をいう。
- (2) ペット火葬施設 業としてペットを火葬するために設けられた固定の施設をいい、建築物等の内部に火葬炉を設置する場合のほか、屋外に火葬炉のみを設置する場合を含む。
- (3) ペット移動火葬車 ペットの火葬を行うための設備を有する車両をいう。
- (4) ペット火葬事業者 市内でペット火葬施設又はペット移動火葬車を使用してペットの火葬を業として行う者をいう。

(構造設備の基準)

第3条 ペット火葬事業者は、施設の設置にあたって、次の各号に掲げる構造設備の基準に適合させるものとする。

- (1) 火葬炉は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7の規定に準ずる性能を有すること。
- (2) 脱臭対策として、二次燃焼室が設けられている又はこれと同等以上の防臭の機能を有する対策が講じられていること。
- (3) 必要に応じて、動物の死体を保管するための設備を設けること。

(近隣住民への説明等)

第4条 ペット火葬施設を設置しようとする者（反復継続してペットの火葬を業として行うために市内の特定の場所においてペット移動火葬車を使用する者を含む。以下「設置予定者」という。）は、近隣住民等に対し、説明会の実施その他の方法により当該営業の内容を周知すること。

- 2 設置予定者は、前項の規定による周知を行った場合において、近隣住民等から要望を受けたときは、適切かつ迅速に対応するよう努めること。

(設置の届出)

第5条 設置予定者は、ペット火葬施設設置届出書（様式第1号）により、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) ペット火葬施設を設置する予定の区域を明らかにした位置図（縮尺1,000分の1から2,500分の1程度、土地の利用状況がわかるもの）
 - (2) ペット火葬施設の配置図、各階平面図等設備の設置状況がわかる書類

- (3) ペット火葬施設に係る設備の概要及び当該設備の処理能力等がわかる書類
- (4) 第4条の規定に基づき実施した近隣住民等に対する周知の内容を示した書類及び周知した地域を示す書類
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(ペット火葬施設の変更の届出)

第6条 前条の届出をしたペット火葬事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、ペット火葬施設変更届出書（様式第2号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）以外の名称でその業を行う場合における当該名称
 - (3) ペット火葬施設に係る設備の設置状況等
 - (4) ペット火葬に係る設備及び当該設備の処理能力
- 2 前項の規定による届出（同項第3又は第4号に掲げる事項の変更を行うものに限る。）を行うときは、前条第2項各号に掲げる書類のうち変更が行われたものを添付するものとする。

(ペット移動火葬車の使用の届出)

第7条 ペット移動火葬車を使用し、ペット火葬事業を行おうとする者は、ペット移動火葬車使用開始届出書（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) ペット移動火葬車に係る自動車検査証の写し
 - (2) ペット移動火葬車の外観がわかる写真
 - (3) ペット移動火葬車に係る設備の概要及び当該設備の処理能力等がわかる書類
 - (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(ペット移動火葬車の変更の届出)

第8条 前条の届出をしたペット火葬事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、ペット移動火葬車変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 使用するペット移動火葬車の自動車登録番号又は車両番号
 - (3) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）以外の名称でその業を行う場合における当該名称
 - (4) ペット移動火葬車に係る設備の構造及び処理能力
- 2 前項の規定による届出（同項第2号又は第4号に掲げる事項の変更を行うものに限る。）を行うときは、前条第2項各号に掲げる書類のうち変更が行われたものを添付するものとする。

(廃止の届出)

第9条 第5条第1項又は第7条第1項の規定による届出を行ったペット火葬事業者は、ペット火葬施設又はペット移動火葬車を廃止したときは、速やかに、ペット火葬施設等

廃止届出書（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

（事業者の責務）

第10条 ペット火葬事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、周辺住民の生活環境に配慮して施設を維持管理するとともに、周辺住民からの公害に関する苦情の発生の未然防止を図ること。

- （1）清掃及び整理整頓を行い、施設の内外の清潔保持に努めること。
- （2）動物の死体は、外部から見えないようにするとともに、汚水・悪臭等がもれないようにすること。
- （3）昆虫等の発生の防止及び駆除を十分に行うこと。
- （4）助燃には灯油等の良質燃料を使用すること。
- （5）施設の稼働に伴うばい煙、悪臭、騒音の発生防止に努めること。
- （6）苦情があった場合には速やかに対応し、市の指導に従うこと。
- （7）市によるばい煙、悪臭、騒音の測定や管理状況の調査等の立入検査及び指導に協力すること。

2 ペット移動火葬車を使用するペット火葬事業者は、前項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）火葬にあたっては、周辺の生活環境に配慮した場所で実施すること。
- （2）火葬が終了するまでペット移動火葬車の付近で担当者が待機すること。

（報告及び立入調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、ペット火葬事業者に対し、ペットの火葬に関する状況の報告を求め、又はペット火葬施設若しくはペット火葬事業者の事務所等への立ち入り及び設備の確認について協力を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に事業を行っているペット火葬施設の設置者については、第4条及び第5条第2項第4号の規定は、適用しない。